

多賀城市消費生活 かわら版

消費生活相談窓口から お知らせします。

消費生活相談窓口とは

消費者と事業者（販売者）の間でトラブル（消費者トラブル）が発生した際、専門的知識やノウハウを持つ事業者（販売者）と、消費者が対等にやり取りするためのお手伝いをします。

相談は無料で、消費生活相談員が対応します。相談内容によっては、より専門的な機関等を案内する場合があります。連絡先番号や受付時間などについては、このかわら版の下部をご確認ください。

消費者トラブル

商品の購入や契約等における消費者と事業者（販売者）間の圧倒的な知識やノウハウの差から生じるさまざまな問題。（いわゆる「悪質商法」を含む。）

最近市内で 寄せられた 相談内容

頼んだ覚えのない健康食品が届いた

注文した覚えのない商品がいきなり届き、開けてみると健康食品とともに消費者の住所や氏名が既に記入された現金書留封筒が同封されていました。

しばらく経ってから電報や電話などで繰り返し支払いを求める連絡がきます。断つても、「注文したときの電話を録音している。」などと断つてしつこく支払いを迫ってきます。

注文した覚えがなく、購入するつもりがなければ



つばりと断り、商品が送りつけられてきても、受け取りを拒否し、絶対にお金を払わないでください。脅されるなど恐怖を感じたら警察に相談することを考えてください。

投資を誘う詐欺の 勧誘があつた

「必ず儲かる投資先」や「全国で数人しか権利を持つていない」などと言葉巧みに投資を誘導します。

最近では、本来全く繋がりのない有名企業の名を騙り、本物に似せた資料など

を提示して消費者の信頼を得ようとしています。

一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは考えられませんし、法律上、組合などファンドへの出資の勧誘が行えるのは金融庁（財務局）の登録を受けた業者に限られます。こうした取引などには絶対に関わらないようにしてください。

また、被害調査をよそおって、金融庁などの職員を騙り、勧誘を行う事例もあります。金融庁などの職員が勧誘などに関与することは一切ありません。うまい話を鵜呑みにせず、よく考えて契約を行ってください。

暖房器具の使い方には 十分にご注意ください。

寒くなってくると頼りになるのがストーブやこたつなど暖房器具や加湿器ですが、思わぬところで火災や火傷などの原因となる場合があります。

無理な使用はせず、正しい使い方を守りましょう。また、流通している製

訪問で行う 住宅点検で トラブル発生

訪問してきた事業者との間で交わした、「住宅リフォーム」や「高圧洗浄」、「太陽光発電設備設置」などの契約に関するトラブルが増えています。

契約書をよく読んでみると希望していない工事が含まれていたり、本来やる必要のないものを「やらないと大変なことになる」などと不安を煽られて契約してしまい、解約ができないとされる、など東日本大地震以降の住宅の修繕や再生可能エネルギーの導入思考の増加とともに相談件数が増加しています。

契約の際は、誰かに相談するなど1人で悩まず、不明な点は契約の前に確認することが大切です。高齢者などの1人暮らしを狙う場合もあります。地域で見守りを行うことも効果的です。



(注1：独立行政法人国民生活センターホームページ：<http://www.kokusen.go.jp/>)

多賀城市消費生活相談窓口 (市役所2階市民相談室内)
受付時間：月曜日～金曜日(祝日除く) 午前8時30分～午後5時
電話番号：022-368-1141 内線237～238